

第1章 指針の基本的方向

1. 背景

1790年に特許法が制定されたアメリカでは、1982年に特許に関する訴訟を一元的に扱うために、連邦巡回控訴裁判所（CAFC）が設立され、1985年には、産業競争力に関する大統領顧問委員会が取りまとめたヤング・レポートにおいて、産業財産権の保護・強化に向けた特許法などアメリカ国内の制度改正と通商における知的財産権制度の確立及び充実などが位置付けられた。その後、ガット・ウルグアイラウンドで締結された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）や二国間交渉により、権利の保護が不十分な国において保護水準の引き上げを図るなど、次々とプロパテント（特許重視）政策を打ち出した。

一方、日本では、アメリカから約100年遅れた1885年に特許法が制定されたが、基本技術は欧米のものを使い、それを活用して製品化するための改良技術が重視され、こま切れの特許がたくさん出されることとなった。その結果、欧米の技術を素早くキャッチアップすることには成功したが、日本が先進国の仲間入りをし、世界のフロントランナーとなった近年においては、逆に追い上げられる立場となったことに加え、バブルの崩壊により、閉塞感が漂い、先の見えない厳しい経済環境に包まれており、新技術をもとに次々と新産業を起こし、好景気を復活させたアメリカとの差が際立ってしまうこととなった。

このため、日本においても、1995年に科学技術基本法を施行し、科学技術関連施策の強化を図るとともに、1998年には「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（以下「大学等技術移転促進法」という。）を施行し、大学等の研究成果を特許化して産業界に技術移転するとともに、得られた対価を大学等の更なる研究資金に充て、新たな研究成果を生み出す「知的創造サイクル」の創出の役割を担う技術移転機関（TLO）の設立を支援している。また、これまでも順次特許法の改正を行うなど、プロパテントを実現するための施策を打ち出してきた。さらに、一昨年から昨年にかけて、「知的財産戦略大綱」の策定、「知的財産基本法」の施行、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の策定など、「知的財産立国」に向けた取組みを加速的に進め、集中的に施策を講じることとしている。

こうした状況の中、本府においても、これまで、大阪府立特許情報センターにおける

各種事業の実施や大阪TLOの発足など、知的財産を重視した施策を展開してきたところではあるが、知的財産基本法の施行及び同法第6条に記載されている「地方公共団体の責務」を果たし、大阪産業の再生・活性化を図るため、本指針を策定し、知的財産の創造・保護・活用、人材の育成に関する施策を打ち出し、これら取り組みを集中的に展開することとした。

2. 指針の目指す姿

知的財産基本法において、知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であり、知的財産権とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義されている。

また、国の推進計画では、特許審査の迅速化や紛争処理機能の強化等の知的財産保護の強化、国内外の体制を強化した模倣品対策など、世界的視野に立ち、知的財産全体を対象とし、知的財産を取り巻く環境整備を含めた、幅広い施策が盛り込まれている。

一方、知的財産基本法第6条において、『地方公共団体の責務』として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。「国との適切な役割分担」及び「区域の特性を生かした」という観点から、本府の知的財産戦略指針については、『大阪産業の活性化を図るため、知的財産を活用した中小・ベンチャー企業支援施策』を打ち出すことを主眼とし、指針を定めることとした。国が定める知的財産全般に関する環境整備や方向性については、全国共通のものであるが、本府においては、大阪産業の再生・活性化に向け、事業所数で9割以上を占める中小・ベンチャー企業支援を行うため、また、大都市として多数の大学や研究機関が集積しているポテンシャルを活用するため、さらには、理念を中心とした指針ではなく、待ったなしの厳しい経済環境を打開すべく、個別具体的な支援策を展開するため、本指針を策定し、実現に向けた取り組みを促進することとしている。

知的財産が数多く創造され、適切に権利化がなされるとともに、これらが社会に流通し幅広く活用されるようになれば、再投資により新たな知的財産が生まれるという好循環が創出されることとなる。知的財産関連事業を重点的に展開し、こうした知的創造サイクルを形成することにより、府民全体が知的財産の恩恵を受け、産業の活性化が図られる社会を実現していくことが必要である。

このため、本指針では、知的財産の「創造」・「保護」・「活用」の促進、知的財産の創造等に携わる主体となるべき「人材」の育成と府民意識の向上を図るために必要となる具体的な戦略を「中小・ベンチャー企業等に対する知的財産戦略」として第2章で打ち出すとともに、本府職員の知的財産の創造等を促進するための戦略を「大阪府及び関連各機関の知的財産戦略」として第3章で記載している。

今後、関連機関とも相互に有機的な連携を図りつつ、本指針に記載されている個別事業に関する取組みを促進していく。

3. 中小・ベンチャー企業支援の方向性

大阪産業を再生するためには、事業所数で9割以上を占め、数量的にも主要なプレーヤーである中小・ベンチャー企業の経営革新や創業を促進することが極めて重要である。大阪は、優れた技術力で世界をリードするオンリーワンの中小・ベンチャー企業が数多く集積し、極めて高いレベルの産業ポテンシャルを有している。しかしながら、アジアをはじめとした国々の技術力向上に伴い、単純な価格競争の行き詰まりや模倣品被害の深刻化する現状において、各企業において知的財産戦略を構築することの重要性が高まっている。

多くの中小・ベンチャー企業は、知的財産の重要性の認識が低く、さらに、資金面・人材面等の制約から、特許等の専任の担当者や部署を置くことが困難な状況にある。このため、中小・ベンチャー企業の知的財産に関する認知度や業務内容を踏まえた上で、迅速かつ的確に各種相談等に対応できる体制を構築することが求められる。

そしてこうした体制のもとで、知的財産関連機関が緊密に連携を図りながら、企業の抱える個別具体的な相談に対し、一元的に対応できることが、サービスの受け手である企業にとって、最も効率的と考えられる。

また、支援メニューについても、特許等の知的財産権制度の普及に加え、産業財産権情報の閲覧、検索指導、知的財産関連相談への対応、自己又は他者特許の有効活用など、

知的財産の創造・保護・活用・人材育成の様々な面からの施策が用意され、多種多様な企業ニーズへの対応が円滑に図られる環境が整備されることが必要である。

4．大学・研究機関のポテンシャルの活用

中小・ベンチャー企業の新事業展開や経営革新、ベンチャー企業の育成を図るためには、企業自身において、基礎研究から応用研究、商品販売までを単独で行うことも考えられるが、特に基礎研究部分については、多額の費用と長期の研究が必要になる。幸い、大阪は大都市として多数の大学や研究機関が集積している地域であり、こうしたポテンシャルと産業界を適切にマッチングすることにより、企業にとっては基礎研究に要する費用・人員・時間が短縮され、スピーディーな事業展開を図ることが可能となる。

大学等の先端的・独創的研究成果と産業界をマッチングするためには、大学等の研究成果を特許化し、産業界に技術移転することに加え、大学等が社会ニーズに関する情報を入手して、それに即した研究活動を行うことが重要である。大学・研究機関等の研究シーズを産業界に移転するという一方通行の技術移転では、様々な企業等が抱える潜在的ニーズを解決することは困難となってしまう。このため、研究シーズ発信型の産学官連携に加え、社会ニーズを発掘した後、これに対応できる大学・研究機関等を探索する社会ニーズ指向型の産学官連携を行い、研究シーズ・社会ニーズ双方向からの実質的な大学・研究機関等のポテンシャルの活用を図ることが大切である。

5．大阪府知的財産戦略指針の性格

産業科学技術の振興全体を見据えた「大阪府産業科学技術振興指針」及び大阪産業の再生に向けた行動計画である「大阪産業再生プログラム（案）」の理念を継承しつつ、知的財産基本法の施行などの大きな環境変化や同法に定められている「地方公共団体の責務」に対応するために、これまでの指針等に定められている知的財産関連施策部分を更に充実・拡充し、本府として知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産関連の人材の育成に向けて取り組むべき施策を打ち出している。これまでの指針等では一部分として盛り込まれていた知的財産関連施策にスポットを当て、全庁的かつ体系的な取組みを促進するべく、本指針を策定する。

また、本指針の推進に当たっては、国、市町村、経済団体、NPO等、様々な活動主体との連携を緊密化し、知的財産の創造・保護・活用等に向けた取組みを行う。